

平成16年9月17日  
長野県協同電算

## 長延化方式に対する弊社の考え

本寄書で以下の課題管理表の項目に対する弊社の考えを述べる。

C.6		長延化方式
C.6.3	-	5km以下の線路長では長延化方式に適用する新たなルールは設けない
C.6.3.1	オープン	5kmを超える線路長はスペクトラム管理の対象外とするか？
C.6.4	オープン	干渉源数は少なくすべきか？  (案1) カッド内1回線

## 1) 5km以下の長延化方式について（C.6.3 / C.6.3.1に対する考え）

第三版においても限界線路長規制を5.0kmまでとするとの合意が成立したと認識しており、したがって5.0km以下での長延化方式についての新たなルールを設けないことについての合意も成立したと認識している。

別途提出する寄書に記載したクラスR回線の収容条件は、線路長を基準としないため、この合意に反しない。しかしクラスR回線が5km以下での長延化方式として利用される可能性もある。

尚、5.0kmを超える線路長をスペクトラム管理の対象外とすることには賛成する。

## 2) 干渉減数（C.6.4に対する考え）

別途提出する寄書に記載したクラスR回線を与干渉源とする場合、カッド内1回線とするか、もしくはすべて50%値とすべきであると考えます。したがってC.6.4に賛成する。

以上。